



鳥取県公報

平成14年12月27日(金)
号外第182号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | | |
|-----|--|---|
| 規 則 | 鳥取県産業廃棄物処分場税条例の施行期日を定める規則(106)(税務課)..... | 1 |
| 訓 令 | 職員の任免発令規程の一部を改正する訓令(12)(職員課)..... | 1 |

規 則

鳥取県産業廃棄物処分場税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成14年12月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第106号

鳥取県産業廃棄物処分場税条例の施行期日を定める規則

鳥取県産業廃棄物処分場税条例(平成14年鳥取県条例第55号)の施行期日は、平成15年4月1日とする。

訓 令

鳥取県訓令第12号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年12月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程(昭和39年鳥取県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|---|--|---|--|
| 別表(第3条関係) | | 別表(第3条関係) | |
| 職員の任免の発令の形式 | | 職員の任免の発令の形式 | |
| 第1 一般職の職員(臨時的任用職員を除く。)の場合 | | 第1 一般職の職員(臨時的任用職員を除く。)の場合 | |
| 1 採用(現に職員でない者を職員の職(以下「職」という。)に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。) | | 1 採用(現に職員でない者を職員の職(以下「職」という。)に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。) | |
| (ア) | | (ア) | |
| 鳥取県.....に任命する (公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による) | (ア) 事務吏員及び技術吏員の別とする。 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第1項の規定により採用する場合に限る。 | 鳥取県.....に任命する (公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による) | (ア) 事務吏員及び技術吏員の別とする。 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第1項の規定により採用する場合に限る。 |
|職.....級に決定する | 任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)第4条の規定により採用される職員(以下「任期付研究員」という。)及び任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)第2条第1項の規定により採用される職員(以下「特定任期付職員」という。) |職.....級に決定する | 任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)第4条の規定により採用される職員(以下「任期付研究員」という。)を採用する場合を除く。 |
|号給を給する | 枠外の場合には「特に.....円を給する」とする。 |号給を給する | 枠外の場合には「特に.....円を給する」とする。 |
|勤務を命ずる | 所属部課所の長への採用の場合を除く。 |勤務を命ずる | 所属部課所の長への採用の場合を除く。 |
| (イ) | | (イ) | |
|を命ずる 任期は...年...月...日までとする | (イ) 職名とする。 任期付研究員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定により採用される職員(同項第1号に掲げる採用に係るものに限る。以下「任期付職員」という。)、特定任期付職員又は任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用される職員(以下「一般任期付職員」という。) |を命ずる 任期は...年...月...日までとする | (イ) 職名とする。 任期付研究員又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定により採用される職員(同項第1号に掲げる採用に係るものに限る。以下「任期付職員」という。) |
| 2~31 略 | | 2~31 略 | |
| 32 任期更新 | | 32 任期更新 | |
| 再任用の任期を...年...月...日まで更新する | 地方公務員法第28条の4第2項の規定又は同法第28条の5第2項(同法第28条の6第3項において準用する場合を含む。)の規定により再任用の任期を更新する場合に限る。 | 再任用の任期を...年...月...日まで更新する | 地方公務員法第28条の4第2項の規定又は同法第28条の5第2項(同法第28条の6第3項において準用する場合を含む。)の規定により再任用の任期を更新する場合に限る。 |
| 任期付研究員の任期を...年...月...日まで更新する | 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成12年法律第51号)第5条第1項の規定により任期付研究員の任期を更新する場合に限る。 | 任期付研究員の任期を...年...月...日まで更新する | 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成12年法律第51号)第5条第1項の規定により任期付研究員の任期を更新する場合に限る。 |
| 任期付職員の任期を...年...月...日まで更新する | 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第3項の規定により任期付 | 任期付職員の任期を...年...月...日まで更新する | 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第3項の規定により任期付 |

| | | |
|---|--|--|
| <p>特定任期付職員の任期を...年...月...日まで更新する</p> | <p>職員の任期を更新する場合に限る。 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条第1項の規定により特定任期付職員の任期を更新する場合に限る。</p> | <p>職員の任期を更新する場合に限る。</p> |
| <p>一般任期付職員の任期を...年...月...日まで更新する</p> | <p>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条第1項の規定により一般任期付職員の任期を更新する場合に限る。</p> | |
| <p>33 任期満了退職 再任用の任期の満了による退職 任期付研究員の任期の満了による退職 任期付職員の任期の満了による退職 特定任期付職員の任期の満了による退職 一般任期付職員の任期の満了による退職</p> | <p>再任用職員が任期の満了により退職する場合に限る。 任期付研究員が任期の満了により退職する場合に限る。 任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。 特定任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。 一般任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。</p> | <p>再任用職員が任期の満了により退職する場合に限る。 任期付研究員が任期の満了により退職する場合に限る。 任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。</p> |
| <p>34～46 略</p> | | |
| <p>第2～第4 略</p> | | <p>第2～第4 略</p> |

附 則

この訓令は、平成15年1月1日から施行する。

